

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。

2020年9月17日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 宮田 年耕

1 業務概要

(1) 業務名 大型車用道路啓開資機材の開発に係る補助業務

(2) 業務内容

本業務は、速やかな道路啓開の実現のために、路肩が狭い等の首都高速道路の特性を踏まえ、大型車両（総重量 20t 以上を想定している。以下同じ。）が 2 台並列して滞留する場合を想定し、1 車線確保のための大型車両移動に資する資機材（「資機材」という。以下同じ。）の開発のための補助業務を行うもの。

<業務内容>

① 資機材の機能上の課題抽出に係る作業

前年度検討した要件作成業務の結果を基に、試験機を製作の上、当社が大型車両を移動するための機能上の課題を抽出する上でのテストを実施する。

② 資機材の運用上の課題抽出に係る作業

①において抽出した課題を基に、首都高速道路上の特性を加味した改良を行い、運用上の課題を抽出する上でのテストを再度実施する。

③ テスト結果の取りまとめ作業

①及び②において得た課題を取りまとめる。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から 2021 年 3 月 31 日まで

(4) その他

本業務は、提出された業務提案書を審査した結果、業務提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。

2 競争参加資格

(1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第 1 号）第 73 条の規定に該当しない者であること。

(2) 1 都 3 県（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）のいずれかに本社、支社又は営業所等の拠点を有すること。

- (3) 2010 年度以降に国土交通省、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）、独立行政法人、地方公共団体又は自動車、鉄道、航空など運輸交通系会社のいずれかにおいて車両を動かす資機材や一定の重量物を持ち上げる資機材の検討業務又は製作業務の実績を有すること。

3 業務提案書等の評価基準

過去の実績、実施体制、提案内容及び本業務の理解度より評価する。なお、詳細は業務説明書を参照すること。

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社 財務部契約課（担当：加藤）

〒100-8930 東京都千代田区霞が関 1-4-1（日土地ビル 8 階）

[TEL:03-3539-9319](tel:03-3539-9319)

(2) 業務説明書等の交付期間、交付方法等

- ①交付期間：2020 年 9 月 17 日（木）から 2020 年 9 月 28 日（月）午後 3 時まで
- ②交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R等の配布）により無償で交付するので、上記(1)の担当課まで申し出ること
- ・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
<https://www.shutoko.co.jp/business/bid/>
- ③交付資料のダウンロード操作手順：上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書等の提出方法等

- ①提出方法：持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、事前に上記(1)まで連絡すること。なお、郵送で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- ②提出場所：上記(1)に同じ。
- ③提出期限：2020 年 9 月 28 日（月）午後 3 時。ただし、郵送の場合の提出期限は、9 月 25 日（金）とする。
- ④受付時間：午前 10 時から午後 4 時までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和

63 年法律第 91 号) 第 1 条に定める行政機関の休日(をいう。)を除く毎日(正午から午後 1 時までの時間を除く。)とする。ただし、最終受付日は、午後 3 時までとする。

⑤提出資料

- イ 参加表明書
- ロ 業務提案書
- ハ 見積書(他の資料とは別に厳封の上、提出すること。)
- ニ 2(3)を確認するための書類
- ホ 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)又はその写し(証明年月日が資料提出日の 3 か月以内であること。)
- ヘ 法人の場合は、財務諸表類(資料提出日の直前 1 事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表)、それ以外の場合は、財務諸表類に準じた書類
- ト 納税証明書又はその写し(国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用、証明年月日が資料提出日の 3 か月以内であること。)
- チ 会社の概要及び業務内容(パンフレット等)

5 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 契約書の作成要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は 4(1)に同じ。
- (4) 詳細は業務説明書による。

以上